

市 場 連 動 電 力

(需給契約条件[高圧・特別高圧])

2026年11月 1 日 実施

九電ネクスト株式会社

市場連動電力（需給契約条件[高圧・特別高圧]）

目 次

1	対象のお客さま	1
2	契約期間	1
3	料 金	1
4	使用電力量等の算定	2
5	需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う料金の精算……	3
6	そ の 他	3
附	則	4
料 金 表		5

1 対象のお客さま

この需給契約条件[高圧・特別高圧]（以下「この契約条件」といいます。）は、当社が別に定める電気供給条件[高圧・特別高圧]（以下「供給条件」といいます。）の常時供給電力の適用範囲に該当するお客さまで、一般送配電事業者または配電事業者（以下「需要地一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の高圧標準接続送電サービス、高圧時間帯別接続送電サービス、特別高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまを対象といたします。

2 契約期間

- (1) 期間は、原則として、料金適用開始の日から、翌年度4月に電力量または30分ごとの需要電力量の最大値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）の前日までといたします。

なお、年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

- (2) 契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間をさらに1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。この場合、当社は、契約期間についてお客さまにお知らせいたします。

3 料 金

常時供給電力、自家発補給電力および予備電力における料金は、供給条件14[常時供給電力(5)料金]、15[自家発補給電力(3)料金]および16[予備電力(3)料金]によらず、基本料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、常時供給電力の基本料金は、(2)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(1) 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、【市場連動電力プラン料金表】のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（供給条件15[自家発補給電力]および供給条件16[予備電力]によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(2) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、需要地一般送配電事業者等の託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

4 使用電力量等の算定

(1) 使用電力量は、需要地一般送配電事業者等が定める託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(2) 当社は、需要地一般送配電事業者等から受領した検針の結果を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量および30分ごと単位の使用電力量、または最大需要電力は、過去の実績等を参考に、需要地一般送配電事業者等と当社との協議によって定め、お客さまに通知いたします。

5 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金の精算

供給条件34[需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金の精算]に定める料金の精算については、適用いたしません。ただし、当社が需要地一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

6 そ の 他

- (1) この契約条件の内容は、法令等にもとづき開示が求められる場合を除き、お客さまによる第三者への開示ができないものといたします。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合、変更日以降最初の計量日より、変更後の税率にもとづき算定した料金を適用いたします。
- (3) 需要地一般送配電事業者等が託送約款等の内容を変更した場合は、変更後の内容によるものとします。なお、託送約款等に定める単価を参照している場合の単価および損失率は、変更日以降最初の計量日より適用いたします。
- (4) この契約条件に定めのない事項については、供給条件によるものといたします。

附

則

（この契約条件の実施期日）

この契約条件は，2026年11月 1 日から実施いたします。

市場連動電力プラン 料金表

【常時供給電力】

3（料金）(1)の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、次の(1)および(2)を合計した値を適用いたします。

(1) 基本単価

1月につき、当社が送付する電力需給契約成立のお知らせまたはご契約内容変更のお知らせ（以下「契約成立のお知らせ等」といいます。）に記載の単価を適用いたします。

(2) 標準接続送電サービスの基本料金単価

1月につき、お客さまの供給電圧に応じて、需要地一般送配電事業者等が託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスにおける基本料金の料金単価といたします。

2 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の30分ごとの使用電力量によって算定することとし、次の(1)および(2)を合計した値をそれぞれ適用いたします。

(1) 30分ごとのエリアプライス単価

30分ごとのエリアプライスは、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が定める取引規程における翌日取引において、JEPXが公表する取引実施日ごとおよび30分ごとの約定価格のうち、需要地一般送配電事業者等の供給区域で取引されるものについて、お客さまの供給電圧に応じて需要地一般送配電事業者等が託送約款等に

定める損失率（以下「損失率」といいます。）によって次により算定された値といたします。

なお、30分ごとのエリアプライスの単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

30分ごとのエリアプライス＝

J E P X が公表する取引実施日ごとおよび30分ごとの約定価格
（需要地一般送配電事業者等の供給区域で取引されるもの）

1－損失率

×（1＋消費税および地方消費税の税率）

(2) 標準接続送電サービスの電力量料金単価

お客さまの供給電圧に応じて、需要地一般送配電事業者等が託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスにおける電力量料金の料金単価といたします。

【自家発補給電力】

3（料金）(1)の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

(1) 基本料金は、お客さまの供給電圧に応じて、1 キロワットにつき、需要地一般送配電事業者等が託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスまたは特別高圧標準接続送電サービスにおける基本料金の料金単価を適用いたします。

なお、まったく電気の供給を受けない場合においても該当料金を適用いたします。

(2) 力率割引および割増しは、適用いたしません。

2 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常時供給分によって使用した電気とみなし、常時供給分の該当料金単価を適用いたします。

【予備電力】

3（料金）(1)の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、お客さまの供給電圧に応じて、1キロワットにつき、需要地一般送配電事業者等が託送約款等に定める予備送電サービスにおける基本料金の料金単価を適用いたします。

2 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常時供給分の該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。